資料5－1

子育て世帯生活支援特別給付金給付事業

1　目的

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯の生活に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。

2　事業の実施主体と経費負担

・実施主体は芽室町
・実施に要する経費（給付費及び事務費）は国が補助（10/10）
※ ひとり親世帯分は北海道が実施主体（令和3年4月28日から支給開始）

3　対象者

対象児童（令和3年3月31日時点で18歳未満の児童（障がい児については20歳未満）※）の養育者であって、令和3年度分の住民税が非課税である者、又は、令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった者。
※令和3年4月以降令和4年2月末までに生まれる新生児も対象児童とする。
※支給対象見込件数　30件

4　給付額

対象児童1人当たり5万円

5　給付の方法

（1）　児童手当受給者（未就学児～中学生を養育する者）は申請不要。対象者に事前案内として給付金の案内文、受給拒否の申出書を送付する。
（2）　高校生（障がい児も含む）を養育する者は、振込先が不明であるため、（1）の送付書類に併せて申請書を送付する。
　　※ 公務員についても、年齢問わず申請書の提出を求める。
（3）児童手当登録銀行口座、申請書記載の銀行口座への振込。

子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）：実施市町村・対象児童の考え方

積極支給のケース
（非課税の児童手当受給者等）

【実施市町村】
支給対象者が令和3年3月31日時点で居住する自治体（★）
（令和3年4月分児童手当の支給自治体）

★ 新規児童手当等受給者（新生児のケース等）についてはその認定をした自治体

実施市町村

（事前通知）

支給

5万円
×
対象児童数

【対象児童数】
既に給付金（ひとり親分・その他世帯分）の算定基礎になったことのある児童を除いて算定
（重複支給が発生した場合は返金を求める旨、事前通知書上で本人に通知）

申請による支給のケース
（家計急変者、高校生のみ養育する者等）

申請

実施市町村

【実施市町村】
支給対象者が申請時点で居住する自治体

支給

5万円
×
対象児童数

【対象児童数】
既に給付金（ひとり親分・その他世帯分）の算定基礎になったことのある児童を除いて算定
（他市町村で既に支給済みでないか、申請書上で本人に確認）

支給対象者

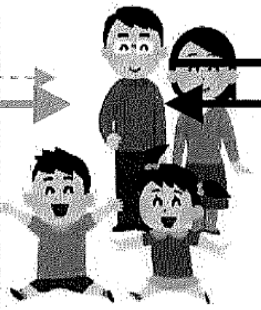

対象児童

【支給対象者】
令和3年3月31日時点で対象児童を養育する者（★）（児童手当・特別児童扶養手当対象児童の場合、その令和3年4月分受給者）
★ 新規児童手当等受給者（新生児のケース等）については、その初月分受給者を支給対象者とする
上記以外の、対象児童を新たに養育するに至った者については、申請時点での養育者を支給対象者とする

【対象児童】
平成15年4月2日以降（障害児の場合、平成13年4月2日以降）令和4年2月28日までに出生した者